



三原市結婚新生活支援事業 よくあるご質問(Q&A)



婚姻について			
Q1	三原市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は、対象になりますか？	A1	対象になります。
Q2	再婚の場合は対象になりますか？	A2	対象になります。 ただし、夫婦のいずれかが過去に結婚新生活支援事業の補助を受けたことがある場合は対象になりません。
Q3	これから婚姻届の提出や引越し等を予定している場合は事前に申請できますか？	A3	事前に申請はできません。婚姻や引越し、対象費用の支払いを終えた後、必要書類が全て揃った時点で申請が可能となります。申請期限は令和7年3月31日です。
Q4	夫婦の婚姻日における年齢は、どのように確認したらいいですか？	A4	戸籍抄本や婚姻証明書等、婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により確認してください。その際、年齢計算による法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されることに留意してください。
住居費について			
Q5	三原市内での転居の場合、対象になりますか？	A5	対象になります。
Q6	住居のリフォーム費、増改築費は対象になりますか？	A6	婚姻に伴う住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用は対象になります。ただし、倉庫や車庫の工事費用、門・フェンス等の外構に係る工事費用、エアコン等の家電購入・設置に係る費用は対象になりません。
Q7	婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、補助の対象になりますか？	A7	いずれの場合も対象になります。 ただし、補助対象となるのは、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に、また婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用に限ります。一方、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象になります。
Q8	夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象になりますか？	A8	対象になります。 ただし、住宅賃借や住宅取得のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要になります。
Q9	契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用又は住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象になりますか？	A9	対象になりません。契約名義人及び支払いが夫婦のいずれかまたは共有であることが必要です。

Q10	月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうしたらいいですか？	A10	家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等を含め補助の対象になります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とします。
引越費用について			
Q11	自分で荷物を運ぶ場合の引越費用は対象になりますか？	A11	対象になりません。自らレンタカーを借りる、友人に頼む等して運んだ場合も対象になりません。
Q12	荷物を宅配便で送った場合の送料は対象になりますか？	A12	対象になりません。
Q13	不用品の処分費用は対象になりますか？	A13	対象になりません。
所得関係について			
Q14	所得とはいったい何を指しますか？	A14	所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出した額となります。個人に複数の所得がある場合(例:給与収入と一時所得など)はこれらを合算します。 【給与所得者の場合】 1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額 【自営業者の場合】 1年間の売上金額－必要経費
Q15	所得を証明するには会社からの源泉徴収票でいいですか？	A15	源泉徴収票では受け付けていません。令和6年1月1日時点で住民登録されている自治体で所得証明書を取得してください。
Q16	所得は、どの時点の所得証明書に基づいて確認すればいいですか？	A16	令和5年分(令和5年1月1日～令和5年12月31日)の所得証明書にて確認してください。
Q17	所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつからいつまでですか？	A17	所得証明書の期間と同一期間で、令和5年1月1日から令和5年12月31日までです。
Q18	貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認すればいいですか？	A18	奨学金返還証明書により確認してください。同証明書の提出が困難な場合には、通帳等による返済額の確認でも差し支えありません。
領収書について			
Q19	口座振込で支払いをしたので領収書がありません。どうしたらいいですか？	A19	銀行振込の控えや、振込が確認できる通帳の写しを提出してください。その際、支払者の氏名(口座名義人)、支払日、振込先、内訳、振込額がわかる書類(請求書等)を必ず添付してください。

住宅手当支給証明書について			
Q20	住宅手当の支給がない場合も証明は必要ですか？	A20	必要です。
Q21	結婚に伴い住宅手当の額が変わりますが、証明はいつ時点のものを提出したらいいですか？	A21	提出する領収書記載の家賃に対しての手当額の証明を提出してください。
マイナンバーカードについて			
Q22	個人番号が記載されている通知カードでもいいですか？	A22	顔写真付きのマイナンバーカードを取得してください。
Q23	マイナンバーカードを取得していない場合は申請できないですか？	A23	マイナンバーカード取得後に申請してください。
地域活動団体について			
Q24	地域活動団体とはどのようなものですか？	A24	主には町内会等の住民自治組織をいいます。その他、消防団や月1回以上地域活動を行う社会福祉法人やボランティア団体も含まれます。
移住者について			
Q25	いつまでに転入した人が移住者となりますか？	A25	令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に、市外から夫婦で同居する住宅に転入した方が移住者となります。
Q26	市外に住所を1年以上有していたが、市内の住宅に転入した後、夫婦で同居する住宅に転居した場合も移住者となりますか？	A26	移住者になりません。
申請について			
Q27	申請書はどこでもらえますか？	A27	市ホームページからダウンロードできるほか、本庁舎4階地域企画課または各支所の窓口で受け取ることができます。
Q28	郵送で申請してもいいですか？	A28	郵送で申請いただいても構いません。ただし、不備等ありましたら連絡をしますので、申請書には必ず連絡先を記載してください。